

両津病院移転新築、公共施設改修・統廃合について

1 概要

平成 30 年 4 月に合併特例債の活用期間がさらに 5 年間延長（2024 年 3 月まで）される法案が成立しました。

これをふまえて、残りの合併特例債を活用する事業およびそのスケジュールなどの検討作業を行い、病院建設なども含めた 2019 年度（平成 31 年度）から 5 年間に実施する建設事業の基本案がまとまりました。

(1) 最重点事業

5 年間に実施を予定している主な建設事業の中で最重点に位置づけたのは、両津病院の移転新築事業です。現在の両津病院は昭和 56 年の開院から既に 37 年が経過し、施設の老朽化が進み、故障等により診療へ影響が懸念される事象が発生しています。

加えて、平成 25 年度の耐震診断で、建物が耐震性を有していないことが判明し早急に対応することが求められたこと、あわせて新潟県が昨年公表した「津波浸水想定」の基準水位は 1.5～2メートルと見込まれ、地震や津波に脆弱な建物であることが判明しました。

平成 26 年に、佐渡市立病院運営委員会から「両津病院は新築が望ましい」との答申を得て、その後、外部有識者を交えて「東部地区のみならず佐渡市の医療体制として両津病院のあるべき将来像」について検討を重ねてきました。平成 28 年 2 月には、両津病院を始めとした佐渡市内の病院が担うべき役割や持つべき機能を示した「佐渡市医療構想」を策定し、平成 29 年 3 月には、新しい両津病院が担う「あるべき姿」を示した「新佐渡市立両津病院整備基本構想」を策定しました。

そして、両津病院の将来像を具体化して「新両津病院整備基本計画」をこの度まとめました。

建設候補地については、「高台に立地するため、津波浸水の恐れがなく災害に強い病院が建設可能であること。」、「両津地区の人口密集地に近く、病院を利用する患者や職員の利便性を保つことができること。」、「十分な敷地面積の確保、患者や職員の駐車場整備も可能であり、将来の増改築、敷地の一部を多用途施設へ転用することも可能である。」などから、「両津文化会館及びその周辺」と考えたところです。

公立病院である両津病院は、佐渡全体の医療の継続には欠かせない病院です。さらに施設の老朽化と耐震性を考えると、早期に移転新築を果たし、将来にわたって災害の心配がなく安心して住民の皆様が医療を受けていただけるよう、2024 年度の開院を目標に建設事業を進めたいと考えています。

(2) 行政改革について

佐渡市では、平成 18 年 3 月に「時代の変化に対応した新しい佐渡市の形成」を目標として佐渡市行政改革大綱を策定しました。その後、平成 22 年 3 月には第 2 次佐渡市行政改革大綱を策定し、平成 25 年 12 月に策定した佐渡市の最上位計画である佐渡市将来ビジョンの行政改革の指針に、行政改革の方針として継承されています。将来ビジョンにおいては、行政改革の具体的方策として、公共施設の統廃合等を掲げています。合併により肥大化した公共施設の重複解消は、継続して取り組むべき大きな課題といえます。

公共施設の統廃合については、行政改革を実現するための年次計画と数値目標を、定めた集中改革プランにおける具体的な取組項目として、博物館、体育館等の生涯学習施設の統廃合を位置づけています。

体育館等については、同様の目的を持つ施設が複数あり、施設の統廃合を行うことにより、施設の有効活用や効率的な管理運営が可能になると考えています。

(3) 合併特例債事業について

合併特例債は、市町村の合併に伴い特に必要になる事業について、特例的に起債できる地方債です。事業費の 95 パーセントに充当することができ、その 70 パーセントが交付税措置される、財政的に非常に有利な地方債となります。対象事業は、「合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業」、「合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業」及び「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業」となっています。

この度、最重点の両津病院の移転新築事業を核としながら、再延長となった合併特例債活用事業の再選定とスケジュールの検討を行いました。再選定に当たっては、全庁的な調査を行い、今後 5 年間に実施を検討している建設事業の洗い出しを行いました。その結果、期間中に合併特例債の活用が可能な事業として選定した事業が、今回お示したものとなります。

両津病院の移転先に最適と考えている両津文化会館については、耐用年数となる 41 年を既に経過し、老朽化が著しい状態です。今後の大規模修繕や、耐震補強工事が必要となった場合の費用は多額になることが想定されることから、廃止をし、アミューズメント佐渡を大規模改修した上で、文化会館の機能を統合したいと考えています。また、あわせて佐渡島開発総合センターの 3 階ホールを、300~400 人程度の催し物を開催できるよう改修したいと考えています。この一連の事業については、合併特例債を活用し、来年度、アミューズメント佐渡、佐渡島開発総合センターの改修に着手したいと考えています。

国中地区の体育館の統廃合については、以前から計画していたところであります。具体的には、サンテラ佐渡アリーナの建設により、全国大会等誘致等大きなスポーツイベント、大会等はサンテラに集約し、また、老朽化し、安全な使用に支障が生じる可能性

の高い体育館は廃止し、地域でのスポーツ活動は小・中学校の体育館等を有効利用するという方針です。統廃合に関する事業費の財源については、当初、一般財源を予定しておりましたが、平成 28 年 6 月に、有利な財源である合併特例債の活用を計画しました。その結果、合併特例債の発行予定額は、限度額 420 億 4 千万円を超え、433 億 6,930 万円となりましたが、その後、平成 28 年 9 月に新庁舎建設は取り止め、現庁舎をできるだけ活用するとしたところです。

体育館の統廃合の方針に沿って、既に佐和田体育館を廃止、解体しています。他の国中地区についてですが、新穂地区については、現体育館の耐用年数が 2 年残っていることから、建築基準法の関係から必要となる窓の修繕を行ったうえで、解体までの間利用していただきたいと考えております。真野地区については、真野体育館は既に耐用年数が経過し、老朽化が進んでいるため、廃止をお願いしたいと考えていますが、廃止に伴う公民館機能の低下への対策が要望されていることから、体育館の跡地に、公民館機能を維持するために必要な規模を要した、公民館の新築を計画しています。

2 終わりに

佐渡市では、合併以降毎年約 1,000 人ずつ人口が減少していますが、今後も人口減少を避けることは困難です。人口減少対策として、市として全力で取り組まなければならないことは確かですが、一方で、人口減少を前提とした取組も必要であります。中でも「最小の経費で最大の効果を挙げ、市民が求めるサービスを最良の形で提供するために、既存のシステムを不断に見直し改善する」行政改革を進めることが最重要であると考えています。今回お示した合併特例債の活用事業は、施設の統廃合に基づく解体事業が多くを占めていますが、市民の皆様との協働により行政改革を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

合併特例債活用事業について

【合併特例債の発行限度額】

42,040,000 千円 . . . ①

※この度活用期間が 5 年間延長されましたが、発行限度額の変更はありません。

【合併特例債活用事業】

2017（平成 29）年度末までの発行済額 35,994,300 千円 . . . ②

2018（平成 30）年度の発行予定額 2,541,900 千円 . . . ③

2019～2023（平成 31～35）年度発行見込額 3,211,400 千円 . . . ④

（資料No. 2 に記載した事業が対象となります。）

2023（平成 35）年度末までの発行見込額 41,747,600 千円 . . . ⑤

（②+③+④）

残額見込 292,400 千円 . . . ⑥（①-⑤）